

## 史料紹介

### 「禮物軌式」にみる「枝柿」「美濃柿」「甘干柿」について

可児 光生

季節の折に献上する「時献上」については、江戸時代の諸大名などに関する名鑑である「武鑑」にその記載があり、柿に関しては尾張家から「甘干柿」「美濃柿」「枝柿」が献上されていたことがわかっている。

文化十三年（一八一六）、尾張家によつて贈答儀礼の仕様である「禮物軌式」がまとめられ、現在徳川林政史研究所に収蔵されている。春十一品、夏九品、秋十六品、冬八品その他十八品の計六十二の品々が彩色入りで書かれ、献上の方法が示されている。

このほど美濃加茂市民ミュージアムでは「蜂屋柿その歴史と人々展」を開催し、それに際して「禮物軌式」の関係部分の閲覧の機会を得た。これまで、この史料のうち献上仕様の一部の図が紹介されるにとどまっていたが、徳川林政史研究所のご理解とご協力が得られたので、ここで「禮物軌式」における美濃の柿に関する本文部分を翻刻して紹介し、献上手順、「御拵の手続」などの様子の一端を明らかにしたい。春巻に「枝柿」、夏巻に「美濃柿」、秋巻に「甘干柿」が記載されている。

#### 一 枝柿について

「枝柿」は「濃州蜂屋村之産同所製」とされ、年間（一二月の「新枝柿」から翌年の夏までのうち）三度献上された。柿は「御紋付絵符添状」とともに差し出される。その途中では「寄者御賄人」「御中間頭」「御用人衆」などの役職がそれぞれの務めをしたようである。「御拵の手続」は丁寧を極めている。柿を詰める箱は椗の椗目が使われ、文字通り寸分たがわず箱の大きさを

を定めている。

#### 二 美濃柿について

「美濃柿」は「濃州蜂屋村産物」と記されている。枝柿と同様、詰める箱は椗の椗目が使われ、寸分が細かく指定されている。美濃柿は、生の柿で、おそらく甘柿であったと思われる。四枚の柿の葉によつて一つ一つ丁寧に包まれ、箱に詰められていた。一箱一三〇個ほどの美濃柿に対し、柿の葉が六百枚必要と記されている。

#### 三 甘干柿について

「甘干柿」は、「甘干製品之皮柿は濃州蜂屋村産物」とされ、九月十月のうちに三度献上されている。「蜂屋村柿剥之者兩人」が「柿小屋」において「焚火」によつて甘干柿がつけられたことが、史料から知ることができる。甘干は「烏柿」（あまほし）ともいわれる。「和漢三才図絵」には「火に燻べて屋間に懸け、晒乾かす。あるいは火に燻べずに乾かしてもよい。いずれも黒色となる。未だ、霜（白粉）の生じないときに食べる。烏とは黒色をいうのである。」と記されている。

（凡例）

\* 蜂屋柿その歴史と人々展 は、二〇〇八年二月一三日から二〇〇九年二月一日まで開催した。図録「蜂屋柿その歴史と人々展」参照。展覧会では蜂屋柿献上に関する史料として「禮物軌式」のほかに「献上物音信品取扱留帳」（岐阜市歴史博物館所蔵）と「献上枝柿の図」（美濃加茂市・日江井家文書）を紹介した。

\* 史料の閲覧に関して徳川林政史研究所の神田映子氏に格別のご配慮をいただいた。また、史料の翻刻については一部寛真理子氏にご指導いただいた。心より感謝申し上げます。

\* 史料の字間、行間等の体裁については掲載の都合上、一部変更した部分がある。

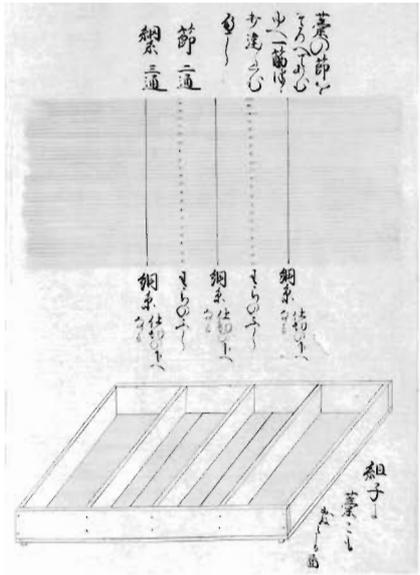
図①



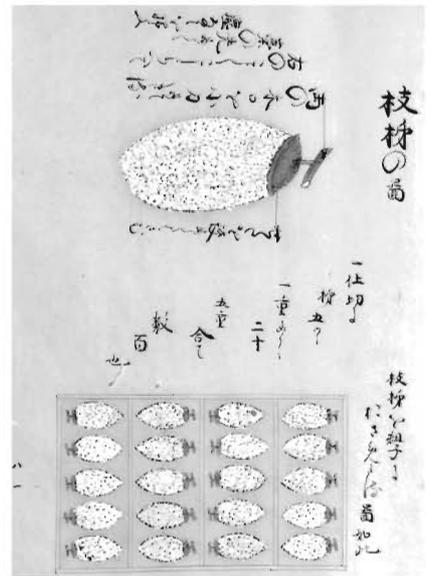
図②



図③



図④



図⑤



- 図①②③④ 「禮物軌式」(春) 徳川林政史研究所蔵
- 図⑤ 「同」(夏) 同

〔蜂屋柿その歴史と人々展〕〔美濃加茂市民ミュージアム・二〇〇八年より転載〕

〔禮物軌式 春〕

一 枝柿者濃州蜂屋村之産同所

製にて年中三度御献上之

御品候間十二月新枝柿より

翌夏迄御入用員数取調右者

至于時節江戸着候様四月

御国産物積之節尾州

御役所江申越於彼地太田

御代官所江寄者御賄人を以

為申越候事

一 至于時節箱詰老箱百入取調外家江

入鈎荷二仕立蜂屋村柿庄屋共より

尾州御役所江差越候付七里

宰領繼人足持にて御中間頭より

御指立之儀於彼地御届申上

候事

一 枝柿到着之節柿并御紋附

絵符添状共御中間頭より差出

候付相改為請取候事

但絵符之儀書付相添即刻

御目付方江為差出候事

一 枝柿到着之境御右筆組頭

中江寄者御賄人より為申届

并御拵方出来之日数見積

を以御献上日並之儀為相伺候事

一 御拵の手続八組子に安田打

乃真田を通し図のことし五重と

もに盤立に並べ柿をは

さみていれ図のことし五重とも

納畢て爰にて御用人衆御見分本乃

こたく組紐を諸わなに結び

安田打のさなだなりむすび目に紙封を

つけ御箱に納ふたを木

釘にて打附口張をし

四角く封判を捺す

其数式拾なり右畢て

封判の数御賄頭并寄者御賄人

改候上昏袋添御長持江可入置事

一 御試

半紙しき

枝柿三 塗足打

白楊枝一本添

種をさり

庖丁をわたし

本のことくにして

うろこがたにすゆる

・・・図①②③④参照

進上 枝柿 尾張

枝柿箱 木品 樞紐目

打付蓋

一本貫

手なし

一重くり

長 一尺六寸五分

巾 一尺一寸四分

高 八寸三分

足高 五寸

組子箱五

木品椽柱目

さん蓋

下の重まわり

さんうら

紐通わけ

長 一尺五寸

巾 一尺三分

重高 一寸五分ツゝ

合印八上箱の口張の封印是なり

組子に藁こも敷たる図

藁の節を

そろへてあむ

ゆへ一筋つつ

打違わむべし

節二通

細糸三通

細糸仕切の下へなる

わらのふし

枝柿の図

せたを鋏にてはさむ

両の木口を小刀にてきる

右のことくこしらへて

藁の先にて

塵などを掃う

枝柿を組子に

おさめたる図如此

一仕切に

柿五ツゝ

一重にて二十

五重合て数百也

〔禮物軌式 夏〕

美濃柿 一箱

右入目

一 上り美濃柿箱

壹

一 標銘

一 内張紙

八枚

一 美濃柿

百三拾程

一 柿の葉

六百枚

一 くくしは

半抱

一 目張口張紙

巾一寸二分

六筋

巾六分

四筋

一 封判の数

貳拾

一 袋紙

九枚

一 御色熨斗

壹

一 御長持

壹棹

一 棒

壹本

柿御拵之節入用

一 御布巾

貳

一 塗臺

壹挺

一 小刀

壹本

一 御盤立

壹脚

一 御懸緒

以上

一 美濃柿者濃州蜂屋村産物

御入用員數取調四月御国産

物積之節尾州御役所江申越

彼地より太田代官所江寄物

御賄人より為申越至于時節

江戸表江御指下日限申来候様

同時ニ申添遣置候事

一 紅葉柿之葉御入用之節無

差支相渡候様兼て御用人衆江

御達可申上事

何月

御献上御用柿葉之儀ニ付御達申上候書付

御賄頭

紅葉

一 柿の葉

何千枚

右者御献上御用御座候御入用

之節戸山御屋敷方より相渡

候様仕度御達申上候

何月

御賄頭

一来幾日美濃柿尾州御差立

之筈彼地より為申越候ハバ

尤諸色取調置心配可有之事

一 蜂屋村庄屋共より尾州御役所江

日積を以柿差越候付御中間頭より

七里宰領繼人足持ニテ御差立  
之儀前日御用人衆江御達申上  
御用物者勿論御絵符并添状  
とも当朝宰領之者江為引渡  
候事

一御用物参着之上御絵符并  
添状共御中間頭より御役所江  
差出候付改為請取候事

御紋附

提絵符何枚

右者御献上美濃柿二添去

幾日尾州御差立今日致

参着候付差出之申候

九月幾日 御賄所

御絵符二書付添寄者御賄人より

御徒目付江為指出候事

一柿取調方出来之日積を以御献上

御日限御右筆組頭中江寄者

御賄人より為伺候事

一蜂屋村より柿指越候節一宛

柿の葉にて裏ミ来候付江戸

表にて御拵之節つつみたる

葉取捨兼て調置たる柿の

葉にてつつみくく芝にて十

文字にゆひ御箱に詰る

一御拵の手続ハまず御箱の

内張をし次に四方の目張  
腰はりをし標銘出来の上

ふた裏を張さて美濃柿

を御箱に納爰にて御用人衆御見分次に蓋

を木釘にて打附口張をし封

判を四角く／＼に捺す其数式拾也

右畢て封判の数御賄頭并寄物

御賄人改候上御長持江入紙袋添て

下置事

一御試

半紙しき皮をむき堅にわりて

かまぼこのことく庖丁をわたす

美濃柿三白楊枝二本添塗足打

進上

美濃柿

尾張一

柿箱 本品 椗柱目

打付蓋

一本貫

手なし

一重くり

長 一尺六寸三分

巾 一尺一寸

高 八寸五分

足高 五寸

・・・ 図⑤参照

美濃柿

御箱につめたる図

美濃柿の図

柿仕立方手続

柿の葉を水にて洗

布巾にて拭ひ上下の端を

少はさむその図如右

柿の葉を我左の手の掌に一二三四の

ことく順々にくむ

一 (図)

二 (図)

三 (図)

四 (図)

次第のことくくむとか様になるを

まん中に柿を置

朱書のことく順につつめば

次のことく

前のことく

つつめば如此

くくしはを一筋裏より

あてて上へとり

十文字にとれば次のことし

両方の先を裏へまわして左右とり合て

捻れは次のことし

か様に捻りて

十文字の下に

はさみ先を

きれば次のことし

かくのことくなる

これ全図なり

これを打返して

上を上へし

御箱に順よく詰

〔禮物軌式 秋〕

一 甘干柿 一折

右入用

上り

一 甘干柿折 沓組 組子式

一 標銘

紅葉

一 柿の葉 五拾枚

一 甘干柿 式拾

一 浅黄安田打真田 五尺

一 紙封 沓

一 封判の数 八

一 袋紙 五枚

一 御色熨斗 沓

一 御長持 沓棹

一 棒 沓本

一 御懸緒 式筋

一 御盤立 沓脚

一 塗臺 式枚

以上

一 甘干製品之皮柿は濃州

蜂屋村産物にて九月十月之内

三度御献上之御品候間兼て

御入用員数取調右は至于

時節江戸表江可差下日割

前廉二可為申越旨調加四月

御国産物積之節尾州御役所江

申越於彼地太田御代官所江

寄者御賄人を以為申越候事

蜂屋村柿庄屋共より御届申上候皮柿

御番屋江差越御日割

半紙豎

書付

御柿日割

何百何拾 皮柿

内

幾ッ

但何荷二仕

九月幾日朝御番屋江着

幾ッ

但何荷二仕

九月何日朝御番屋江着

幾ッ

但何荷二仕

九月何日朝御番屋江着

御柿剥之者

誰

同手伝

誰

右御柿剥之者九月何日蜂屋村

出立木曾路九日振江戸着為仕候

以上

蜂屋村御柿庄屋

何八月

同

何誰  
同断

御賄所様

柿庄屋苗字認候儀文化十四年十一月

支配御代官所より差免候由其節御役所江

庄屋共御届申上候事

一 皮柿者箆詰二取調蜂屋村庄屋共

より兼て日割之通尾州御役所江

差越候付定日飛脚便をもつて

御中間頭より御差立之儀節々於

彼地御用人衆江御届申上候事

一 蜂屋村柿剥之者兩人九月

江戸表江罷下甘干製候付

皮柿御差下之日割書付彼地より

申越候上日積を以柿小屋并

諸色請取方御用人衆江御届

申上候事

九月

柿小屋并諸色之儀御達申上候書付

御賄頭

一 柿小屋

但造作共

一 鳴子板 貳枚

一 踏次 壹

一 細引 貳筋

一 両面薄縁 拾貳枚

一 町薄縁 貳枚

一 筵 三拾貳枚

一 屏風 かたし

一 竈 壹

一 小釜 壹

一 手桶 壹 柄杓共

一 手鹽 壹

一 水流 壹

右者御献上柿御拵御用候間

例年之通柿剥之者下着

当日より御用明迄請取申度

御作事方江被仰渡之儀

御達申上候

但柿剥之者来幾日頃下着仕候筈

九月 御賄頭

九月

行燈之儀御達申上候書付御賄頭

一行燈 壹艇 有明油共

右者柿剥所入用二付御廣間方

より相渡候様仕度御達申上候

九月

御賄頭

一 柿剥之者下着之上

向々江届方

一 御紋付提絵符老枚二書付

相添寄者御賄人より御徒目付江  
為差出候事

一 柿剥之者下着当日より御用

濟迄於柿小屋焚火夜中

燈火并御臺所江同前御門

入夜五ツ時迄出入之御断亥刻札

老枚請取候儀御目付方江為

相届候事

一 柿剥之者下着当日夕より御用

濟まで御扶持式人分宛相渡

候様御蔵御証文之儀御届

申上候事

一 柿剥之者下着当日より為書

夜柿番御中間三人御用濟

まで請取度旨御届申上候事

一 柿小屋御作事方より請取候後

御役所より壁書為出候事

小奉書豎書

從是内江

御用無之者

一切不可入事

九月 寄物御賄人二為調柿剥

小屋入口二為出候事

一 皮柿到着之節々御役所江

柿剥之者呼上ケ為相渡候事

一 柿剥立候節并干揚出来栄

為見分寄物御賄人為見廻候事

一 柿干揚り方遅速など兼而前廣二

申上候様柿剥之者江精々為

申渡置尚更寄物御賄人折々

為見廻可申事

一 御献上者九月中一度十月中

式度都合三度二候得共年之

氣候二随ひ出来栄遅速

有之二よつて至于十月相

湊ひ御献上相濟候年柄茂

有之候付干揚り方見積を以

幾日頃御献上可然哉之境

無油断心配之儀寄物御賄人

を以柿剥之者江可為申渡候事

一 御折并真田之儀御献上三度之

入目兼て可設置事

附役方及手後候得共柿之

出来栄二不拘自然与御献上

及遅く候儀茂有之故本文

之通致手当候様可念入事

一初度甘干柿者

公方様右大将様御臺様

御簾中様江御献上二付員数

多候故尚更御拵方出来之日数

日積を以御献上御日並之儀

御右筆組頭中江寄者御賄人

より為伺候事

一御拵の手続ハまず折に安

田打乃真田を通し御盤立に

ならへ仕切の一間に柿の葉

杓枚つつしく次に甘ほし

柿を箸にてはさみ折へ

をさむ爰にて御用人衆御見分次にふた

をし紐を緒締にむすふ右

むすび目に昏封をつけ外

家の臺に載次に外家

を覆ひて左右の脇に二所

つゝ奉書にて封をし判を

捺す其数八ツなり右畢て

封判の数御賄頭并寄物

御賄人改候上御長持江入

紙袋を添可置事

一生乾の柿八葎際はなれ

安く手荒二不取扱可念

入事

一甘干柿も枝柿のことく葎

をはさみ軸をけつる御拵

出来の上八臺にならへ御懸

きぬを肥ひ清浄二可為

取扱事

一搔敷の柿の葉はみの柿の

せつ請取候餘計をかこひ置

別に不請取もし不足なれば

御用人衆江御届申上戸山

御屋敷奉行より請取候事

一搔敷の柿の葉組子仕切の

一間に杓枚つつしく

搔敷の

柿の葉

仕切の寸法に四方裁切

かねて分木をこしらへ

置御拵の節柿の葉

幾枚もかさねて上へ

右の分木をあて四方

裁切へし

一御試

半紙敷

甘干柿 三 塗足打

種をさり 包丁をわたす

白楊枝 式本添

進上

甘干柿

尾張

甘干柿折

外家 木品 椀椗目

長 一尺八分

巾 七寸八分

高 六寸

結目に紙封をつくる

組子折 木口椀椗目

下の重あけ底

紐通あり

長 九寸八分

巾 六寸八分

高 上 二寸三分

下 二寸九分

組子の図

組子に

甘干の柿

つめたる図

一重に拾つつ

二重にて都合

式拾也

甘干柿のへたをはさみ

軸をきる事枝柿の

仕立にかわる事なし

仕切の間間に

柿之葉一枚つつ敷

柿の葉

面の方

上になる

甘干折 木品 椀椗目

外家臺

二本貫

手なし一重くり

長 一尺八分

巾 七寸八分

縁高 六分

足高 三寸五分

一 柿剥之者御用濟之上為差登

候境三度目之分調進仕候後

御献上之前日為差登候事

向々江届方

一 尾州御賄頭江在府同役より右

柿剥之者為差登候境并道中

相用候 御紋付提絵符杓枚

為持差登候上着之上引揚

御目付方江指出候様可申越

事

一 柿剥之者兩人御関所通手形

調可相渡事

但手形扣名御賄人組頭姓名

相認候事

一 御紋付提絵符杓枚御目付方

にて請取柿剥之者江可為相渡事

但前日請取当朝添状相添

可為相渡事

一 当地発足境并柿小屋焚火

燈火御臺所口同前御門出入并

亥刻札杓枚揚之儀共御目付方江

可届事

但亥刻札二書付相添寄物御賄人

可持參事

一 柿小屋火揚之儀御徒目付江寄物

御賄人より為相届候上御下男

差遣火之元廻之者江火消候境

為見候上柿小屋并小屋入用之

諸色書付を以御作事方江

為引渡候事

一 柿番御中間三人右者柿剥

発足之翌日より引揚候付其段

御用人衆江御届可申上事